

屠畜場における食肉及び家畜委員会(MLC)の役割

3.81 MLCは農業法(1967)に基づいて設定され、「畜産業及び畜産物産業における効率の促進」を担った。その中で、MLCは畜産業及び畜産物産業だけでなく消費者の利益にも留意する必要があった。本法はMLCに対し、この一般的な義務の推進において一定の機能を果たす権限を与えた。下記にそれを示す。

- i. 屠畜場所有者及び運営者に対し、その施設の設計及び運営について助言する。
- ii. 屠畜及び処理技術に関する助言を行い、又屠畜場の問題について政府に助言を行う。
- iii. 家畜の生産、売買及び配送、畜産物の生産、加工、製造、売買及び配送に関する研究を促進する又は請け負う。
- iv. グレートブリテンで生産される家畜及び畜産物の長所を知らせる広告の取り決めを促進する又は請け負う、又その販売を増進させる。

3.82 MLC職員の屠畜場への関与は制限されたものだった。農業法によれば、MLC職員は、大臣により委任された場合又は屠畜場運営者により招聘される場合以外は、いかなる査察権限も機能も有していなかった。MLCは本調査委員会に対し、1989年に肉畜サービススタッフと呼ばれた者が、助成事業に関して市場介入機関を代行し、その指示に基づいて屠畜場における屠体に認可を与えていたと答えた。このうちには毎年屠殺されるウシの50%が含まれたとされる。さらに、そのスタッフは屠畜場運営者に対し、有料を原則として独立した肉の格付けシステムを提供した。

3.83 介入機関の業務は、当該機関により認可された一定の屠畜場でのみ行われ、MLC職員の役割は、市場指示のための基準を満たしているかどうかを確認することに限られた。このうちには、脊髄が除去されたかどうかを確認することも含まれた。しかし、脊髄除去は、枝肉の重量及び処理を中心とした様々な分類基準の核心ではなかった。

3.84 MAFF職員及びスコットランド局農漁業省(SOAFD)肉畜検査官は、MLCが介入期機関のため実施した業務の監査を行った。価格指示制度及び格付け基準の変化に伴い、監査回数は変化し、消滅した。MLCは口頭で、MAFF/SOAFDの肉畜検査の記録では、脊髄の存否は検査員により日常的に、特に1993年までの期間は確認されたことを示し、次のように述べている。

「... 結局、我々のいた工場では該当する時期、大半の脊髄が当該動物から除去されたと思われる。」

3.85 MLCが提供する独立した食肉格付システムは、屠畜検査後に屠畜場で機能するもので、その機能するところではSBO(牛特定臓器)の処置に関してフィードバックを求めていなかった。フィードバックは、格付け又は処置の明細に関連する事柄に限られた。

3.86 屠畜場における上記業務の他に、MLCは屠畜場労働者及び職員に助言及び研修を提供した。MLCは、屠畜場組織及び設計に関する助言及び研修に関する一般的サービスを提供した。このサービスはBSE関連事項には焦点をあてず(その役割は屠畜場の設計及び配置で、加工の規制ではなかった)、どのサービスも、要望減少のため1993年に停止された。屠畜場職員に訓練を提供する組織はMLCにより支援されていたが、上記職員を適切に訓練することを保証する業務は個々の屠畜場の責務として残された。

3.87 1990年及び1991年、さらに再び1995年後半及び1998年半ばに、MLCは脊髄を安全に効果的に除去する方法を検討した。1990年、スーパーマーケットの要望により、MLCは脊髄除去用の吸引装置の開発を行った。しかし、この作業は技術的に不可能であることが明らかになり、1991年8月に中止された。1995年、MLCは他の方法を検討しはじめ、脊柱内の脊髄をそのまま除去するツイン・ブレードソーを開発するに至った。しかし、この開発は、1997年後半、後根神経節における感染性が発見され中止になった。

家畜衛生局(SVS)の役割

3.88 家畜衛生局(SVS)は、1971年から1990年までMAFFの農業開発及び諮問サービス(ADAS)の一部で、その後、同省の家畜衛生獣医学グループの一部となった。獣医局は、SVSの運営部門であった。指名された獣医官は、「差込31A」として知られる1988年3月のMAFFの手続きに関する指示及び後続の指示に従って、屠畜場及び同様の施設で一定の機能を行使した。

国内屠畜場

3.89 SVSは国内屠畜場に毎年、立ち入り検査を行った。「差込31A」では上記訪問の目的を下記のように明らかにしている。

「全ての屠畜場において統一された方法で規定が施行されるように、福祉面など制定法の適用について地方自治体に助言を提供し、基準の遵守度を大臣に報告する。」

3.90 「不要な痛み又は苦痛」を伴うといった「緊急を求める福祉問題」(動物に対し)が認められた場合、SVS検査官は「迅速な修正措置」をとらなければならなかった。当該検査官により法的必須条件が満たされていない証拠が見出された場合、差込31AのVII節では「当局と協議し、文書で確定しなければならない」としている。当局が修正措置を保証しない場合、差込31Aでは、さらに上級のSVS検査官である地域食肉衛生諮問官(RMHA)に「完全な報告」を提出するよう規定した。必要であれば、地方自治体の執行官長に文書を送ることとした。

3.91 しかし、SVSは施行機関ではなかった。食品医薬品法(1955)及びその後継法である食品法(1984)によれば、SVS検査官は処理施設への立ち入り権限を有するが、これは本法又はそれに基づく規則又は命令の条項、すなわち「所管大臣が施行する義務及び権限を有する条項」に対する違反があるか又はあったか確認するという特別な目的のためのものだった。それ以外は、地方自治体が施行の責任を負った。

3.92 1991年1月1日以降、SVSは1955及び1984法に含まれる権限と同等の立ち入り権限を有することはなくなった。食品安全法(1990)では、下記を除き、立ち入り権限を、施行当局が権限付与した担当官に限定した。

「大臣は、特記事項又は特例に関し、上記小項(2)により食品担当当局に課されている義務を、上記当局ではなく複数の大臣又は1名の大に課すよう指示することができた。」

3.93 調査に答えた証人による口頭証拠では、SVS は通常同等の立ち入り権限を有する地方自治体検査官と共に処理施設を訪問するため、上記はSVSによる監視を妨げるものではなかったという。MAFF 家畜衛生グループ班長であるエリザベス・アトリッジ氏は下記のように述べている。

「非公式の取り決めとして、フィールドサービスすなわち食肉衛生獣医らは、地方自治体検査官に随行しなければならなかった。」

1988年から1998年まで獣医フィールドサービス主事であったイアン・クロフォード氏は下記のように述べている。

「監督というよりむしろ監視の役割を果たしている。」

彼はさらに、SVS スタッフは「町・市議会とかなり親密な関係」を保ち、該当する屠畜場担当のEH0を知っている可能性があるといった。下記にも関わらず、原則として彼らは立ち入りを禁じられる可能性があった。

「私は立ち入りを拒否された覚えはないが、同行する獣医官、環境衛生担当官及び上級食肉検査官の間で向き合うような対峙があったことを知っている。」

3.94 1988年から1997年まで獣医官長であったキース・メルドラム氏は下記のように述べている。

「[SVS 検査官]は町・市議会と協力して、チェックのための立ち入りを実施しなければならなかった。彼らが我々の立ち入りの要請を妨害したとは思わないが、我々が予告なしの検査について考えるときに彼らは我々の立ち入り時間に同席を望み、時に状況を困難にするなど、状況は簡単ではなかった。」

SVS の輸出認可屠畜場検査

3.95 SVSの検査は指名された獣医官(食肉衛生 VO(MH))により毎月実施され、当獣医官は検査の所見を詳述する用紙に記入をしなければならなかった。RMHA は通常、VO(MH)が同行するが、6カ月に少なくとも1回は輸出認可工場を検査する必要があった。RMHA は地方自治体が認める欠点及びその修正の予定表を記載する、「早期計画」を指定書式で作成するものとされた。SVSの検査目的を下記に挙げる。

- (a) 早期計画に基づく進行状態を検討する。
- (b) 検査を実施し、違反及び不足点を書き留める。

3.96 計画は下記事項を扱うものとした。

「... 構造及び設備の状況、衛生上の実施及び検査、及び屠畜場の(家畜)福祉を含む。」

EU 内での基準のハーモナイゼーション

3.97 EU全体における基準のハーモナイゼーション影響についての本章最初の節では、政策の一部であ

る 1992 年の EU 内における屠畜場基準のハーモナイゼーションにより、国内及び輸出認可屠畜場間の区別の廃止及び認可業務の地方自治体から大臣への移管がされたことを解説した。1993 年 1 月 18 日付けの MAFF の家畜衛生に関する回状(AHC)93/6 では、輸出認可屠畜場は、「毎月の検査に適合する大規模な施設である傾向がある」と記載しているが、単一市場政策では、全屠畜場が實際上同様の条件を有するべきで、そのような頻繁な検査はもはや必要でないとされた。

3.98 従って回状では、SVS の検査に関する新しい取り決めに紹介し、それによれば処理施設が「低いスループット」又は「完全なスループット」であるかどうかにより、検査回数が変わることになった。生鮮肉(衛生及び検査)規則(1992)に基づき、2つのカテゴリーは異なる要項を満たす必要があった。

- i. 完全なスループット屠畜場は、付則 1 及び 2 に規定する構造、配置及び設備基準及び、衛生、保健検査、屠畜及び処理に関する付則 7 から 10 の要項を満たすものでなければならなかった。
- ii. 低いスループット屠畜場は、1991 年 12 月 31 日以前に稼働していなければならず、付則 5 に規定する構造、配置及び設備基準及び、付則 7 から 10 までの要項を満たすものでなければならなかった。さらに当屠畜場は、その他の EU 加盟国に食肉を供給してはならなかった。

3.99 低いスループット屠畜場、すなわち 1 週につき 12 家畜単位以下の割合で一年に 600 家畜単位以下の家畜を処理する屠畜場は、少なくとも 1 年に 1 回の検査を受けるものとされた。完全なスループット屠畜場、すなわちその他全ての屠畜場は、少なくとも 3 カ月に 1 回検査を受けるものとされた。必要ならば、どちらの屠畜場に対しても、予告なしの検査を行うものとした。

第 3 章付録: ヒト消費用として不適格な肉の処理

初めに

3.100 本付録では、ヒト消費用として不適格な肉がヒト食物連鎖に入るのを防ぐ法的措置を記載する。これには、食肉(滅菌及び着色)規則(1982)の導入前後の状況をみておくのが望ましい。

屠畜場における不適格肉の滅菌

3.101 食肉(滅菌)規則(1969)に基づき、解体処理肉及びヒト消費用として不適格な肉の処理方法に対し、多くの制限が課せられた。各例において、「肉」は臓器、脂肪を含み主成分が肉である製品として定義された。一定の例外を条件として、上記制限は、問題とされる「肉」が滅菌されていない限り適用された。「滅菌」とは、肉の各片が完全に調理される又は乾質化、蒸製又は溶解加工されて、人工的獣脂、油脂、糊、飼料又は肥料になるまで、煮沸、又は圧力蒸煮することを指した。

3.102 施行権限は(以下に記載)地方自治体の公認担当官に与えられた。「地方自治体」とは、食品医薬品法(1955)に基づき、全てのパーロウ(行政区としての都市)、郊外又は地方の市議会を意味するものとして定義された。

3.103 「公認担当官」とは、(本法に基づき)、特定の種類の事柄又は特定の事柄を実施する権限を議会により文書で、一般的に又は特別に認められた担当官を意味するものとして定義され、このうちにはサ

ンプリングを目的に該当する警察当局より委任された警察官が含まれた。肉の検査及び押収に関する措置権限を与えられる場合、担当官は下記のうち 1 項目を満たす者とされた。

- i. 保健衛生担当官
- ii. 衛生検査官
- iii. 食品検査を目的に雇用される王立獣医大学 (RCVS)のメンバー
- iv. 大臣が制定する規則により規定される資格を有する者

3.104 議会の保健担当官及び衛生検査官は、指名により公認担当官とみなされた。食品検査を目的に雇用された RCVS メンバーは、ヒト消費用として不適格な食物に関する本法第 部の条項に基づき肉の検査及び押収の権限を与えられた。

3.105 第一に、規則(1969)により課される制限に関して、屠畜場所有者は、ヒト消費用として不適格な肉を、当該肉が最初に滅菌された場合を除き、当該屠畜場から 移送する原因となる又はそれを許可することを禁じられ、いかなる者も上記肉を屠畜場から移送することを禁じられた。

3.106 第二に、解体作業場所有者は、解体肉を最初に滅菌した場合を除き、解体作業場から移送する原因となる又はそれを許可することを禁じられ、いかなる者も解体作業場から上記解体肉を移送することを禁じられた。

3.107 上記禁止事項は、下記の移送を例外とした。

- i. 指導又は診断を目的とした病院、医科大学又は獣医大学又は同様の施設及び、製薬技師による医薬品製造のための移送
- ii. 一定の要件を条件とする、滅菌加工者、動物園、見世物小屋、ミンク飼育場、サケ飼育場への移送、又はさらなる加工者又は製薬技師又は保管場所への移送前の調製について公認担当官と文書で取り決めをした者への移送

3.108 例外(ii)に関する要件として、各例につき肉を車両又は非通気性の容器に入れて移送し、内容物の積み込み又は積み下ろし又は、公認担当官による検査で必要な場合以外は、常時閉じて締めおくものとされた。車両又は容器はさらに、はっきりと眼に入る十分な大きさの掲示をし、その掲示は当該肉がヒト消費用ではない趣旨をはっきりと読みやすく明白に記載したものでなければならなかった。

3.109 第三に、ヒト消費用として不適格な屠畜場の肉又は解体処理肉を、最初に滅菌することなく、販売又は販売用食肉として調製するために所有することは違反とみなされた。「屠畜場の肉」とは、ヒト消費用として販売するため英国内で屠殺された動物由来の肉を意味するものとして定義された。「解体処理肉」とは、英国内の解体作業場で屠殺された動物由来又はそこに搬入された屠体由来の肉を意味するものとして定義された。本規則では、本禁止事項違反手続きに対する 2 種の抗弁を規定した。それは下記を個人について証明する抗弁をいう。

- i. 当該肉がヒト消費用として不適格であったこと又は解体処理肉であったことを、当人が知らず、

適切な注意をもってその事実を確認しなかった。

ii. 当人が不必要に遅れることなく、当該肉を滅菌する取り決めに交わしていた。

3.110 下記の肉に関して、本禁止事項は免除される。

- 屠畜場又は解体作業場の肉

- 一定の要件を条件に、屠畜場又は解体作業場からの下記への搬出の間、ある個人の所有とされる場合

- i. 加工業者

- ii. 動物園、見世物小屋、ミンク飼育場又はサケ飼育場

- iii. 加工業者又は製薬技師への移送前の調製に関し、公認担当官と文書で取り決めに交わした場合

- 屠畜場又は解体作業場から、指導又は診断を目的に病院、医科大学、獣医大学又は同様の施設に又は薬品製造のために製薬技師に移送中、個人の所有になる場合

- 下記の処理施設における場合

- i. 滅菌を行う加工業者の施設

- ii. 製薬技師が製造を行う当該技師の薬品製造施設

- iii. 動物園、見世物小屋、ミンク飼育場又はサケ飼育場

- iv. 一定の要件を条件とした加工業者又は製薬技師への移送前の調製又はそれら処理施設における保管のため、公認担当官との文書による取り決めにを行った者の施設

3.111 上記最初の禁止3項目は、屠畜場又は解体作業場に滅菌設備がない場合は免除するという条件がつけられた。その場合、上記禁止事項は、公認担当官との文書による取り決めにに基づき、当該肉が屠畜場又は解体作業場から滅菌又は殺処分される場所へ移送される肉には適用されないものとした。

3.112 第四に、当該食肉が最初に滅菌される場合を除き、ヒト消費用として不適格な屠畜場の肉又は解体処理肉を、小売で販売、又は提供又は販売のため陳列することは許可されなかった。個人が、当該肉がヒト消費用として不適格又は解体処理肉であることを知らず又適切な注意をもって確かめなかったことを証明する場合、上記禁止事項違反の訴追に対する抗弁となった。

3.113 上記制限は全て、食品医薬品法(1955)の下記規定の適用を条件とした。

- i. 第 113 節では、起訴された者は、起訴された者が当該規定の違反に当たると主張する個人を訴訟裁判に出席させ、違反が当該個人の行為又は不履行によるものであると証明する権利を有した。

- ii. 第 115 節(2)では、ある品物又は物質が、ある名称又は記載のもとに又は、販売又は取扱いを目的に、法的に販売又は取扱い可能であるという保証を与えることが、一連の訴訟の中で抗弁となりうる状況に対し、制限を設けた。

- iii. 第 116 節では、ある品物又は物質に対し、他の品物又は物質と関連付けて分析の保証又は証明書を与えること、又文書で偽りの保証を与えることを違反行為とし、その違反行為に関する条項を記載した。

- iv. 第 108 節(1)(b)では、第 116 節に基づく訴訟は、12 カ月以内に開始しなければならないと規定した。

3.114 規則(1969)では、ヒト消費用として不適格な屠畜場の肉又は解体処理肉の委託又は配達に責任を有する者は、本規則が扱う全ての状況下で、当該肉を受理する者又は代わりに受理する者に対し、当該肉とともに通知を与えるか送るかしなければならないとした。当通知は、当該肉に関する情報、委託又は配達の日付に関する事項、その量及び記載、委託又は配達の実行者氏名及び住所、それを受理する者又は代わりに受理する者の氏名及び住所が含まれた。委託責任者は通知の複写、委託を受理する者又は代わりに受理する者は原本を保管する必要があった。各例において、通知は委託日後 3 カ月間保管するものとし、検査時に公認担当官の要請に応じて作成するものとした。

3.115 公認担当官は全く適宜に、販売された、販売用に提供又は陳列された又は、販売又は販売用調製を目的にある個人により所有された、ある個人に預けられた又は委託された、ヒト消費用の予定ではない肉の検査を行う権限を行使することができた。公認検査官はさらに、当該肉が下記事項を要すると判断する場合、治安判事裁判(JP)で当該肉を扱うため、当該肉を押収し移送する権限を有した。

- i. 滅菌の必要があるが、滅菌がされていない。
- ii. 通知を貼る必要があるが、通知が貼られていない。

3.116 公認検査官は、上記権限により食肉を押収した後、当該肉の所有を認めた者に対し、当該肉を JP で扱う意図があることを伝える必要があった。本規則に基づき起訴の責を負う者は、JP に同席する場合、証言を聴取してもらい証人を呼ぶ権限を有した。当該肉が本法条項に基づいて押収されたものであろうとなかろうと、JP のもとへ持ち込まれた肉が本規則を適用される肉であり、本規則に従って処理する必要があるにも関わらず、そのように処理されなかった場合、JP は当該肉を廃棄処分することを申し渡し、当該肉を破棄又は指示に従って処理するよう命じる必要があった。JP が当該肉を廃棄処分としなかった場合、議会はその押収及び移送による価値の減少に対し、所有主に補償を求められた。

3.117 本規則ではさらに、本規則が適用され販売予定又は販売後の配達途中にある肉を含む車両又は容器について公認検査官が疑義を有する場合、当検査官は内容を検査し、必要ならば、当該車両又は容器を留置する権限を有した(一定の車両を例外とする)。公認検査官が本規則に基づいて処理される必要がありながらされていないと認めた場合、3.115 節に記載するように当該肉を押収し移送することができた。

1977 年 環境衛生担当官の関心事

3.118 1977 年、環境衛生担当官協会による屠畜場衛生に関する作業部会が F G S サグデン氏の議長により開催され、一つの報告が公表された。

- i. 負傷動物の取扱いにおける特別な必要性をさらに検討すること(第 3.9 節)。
- ii. 動物の生前検査を求める法律を国内取引に関して導入すること(11.5)。
- iii. 食肉検査記録に適した統一システムを開発するためのさらなる調査(11.10)。
- iv. 食肉衛生及び安全性を管理する最も効果的なシステムを検討する目的で、現行の本規則に記

載される食肉検査要件について調査すること(11.13)。

3.119 本報告によれば、増大する健康への危害は一定の品目(例えば頭部の肉)が産業又はヒト食品に販売されていたという事実から生じたものである。第 15.23 節では下記のように述べている。

「一貫して衛生的な方法で扱われた原料が最終的な産業加工に持ち込まれることに異議はないが、逆の場合そうはいかない。そうした品目が産業加工のため表向き屠畜場に留置され、輸送中又は到着後、食用市場に戻す決定がなされる場合、仲介的な低水準な取扱いから危険が生じる。このことについては、副産物に関する節でさらに論議するが、そこでは、一度非食用と分類された原料は、最終加工まで肉滅菌規則(1969)に従って処理すべきであるという当作業会の勧告に焦点が当てられる。」

3.120 食肉検査過程終了後の事柄については、第 16.23-16.28 節で繰り返し述べる。

「健康な家畜が衛生的条件下でフルタイムの専門的な監督により安全に加工されるという、当作業班記載のシステムが、当該システムによる畜産物の一部がチェックされずに農場、狩猟犬用犬舎又は厩舎へ戻されることで、無効になってしまう。驚いたことに、食品として不適格又はその予定ではない生の原料の屠畜場及び解体作業場からの移送制限、法的押収及び治安判事へ提出する場合の廃棄の手順又は食品としての販売禁止を規定すること以外、法律ではほとんどこの見解に付随する部分がなかった。不適格肉の大半は非公式に、地方自治体への自発的引渡しにより処理されるため、上記押収及び治安判事への提出の状況が起こることはほとんどない。地方自治体は、所有権、不適格肉の廃棄又は処分に関する疑義を避けるため、所有主から上記原料を購入することに同意すると思われる(16.23)。

地方及び中央当局により提供される自発的措置又は助言に従い、屠畜業からの不適格肉及び非食用材料(過剰肉を含む)の大半が産業利用される。しかし、最近の世論は、最低限の有害又は毒性材料でさえも効果的処理を免れることを許さない。このような経過において有害な材料とは、人畜共通伝染病の広がりの原因となる物質で、汚染物質とは、屠畜場排泄物の有機化学成分の安全な再生に必要な熱処理から発散する臭気性揮発性物質である(16.24)。

実際の危機は、過程で生じる原料からばかりでなく、原料を合法的に生のまま取り扱う場合、例えば一定の動物に直に餌をやるというような場合及び、工場内の生の製品及び最終製品間の交差汚染の危険に関する加工業の理解の欠落から生じる(16.26)。

屠畜場過剰物の二重の性質から生じる危機についてはすでに述べたが、同一の場所で食用及び非食用加工が行われる場合、不十分な状況が生じる。工場職員が選別されたとしても、交差汚染の生じやすいポイントである衛生及び洗い場設備の分離及び職員が「汚染」区域から「清潔な」区域に移動する際の除染を求める上での確実な方法はない(16.27)。

屠畜工場の複合的設備及び副産物利用の経済性の両者に対する影響を検討するまでは、同一の場所ではそのような混合的加工を完全に禁止することが、簡単な解決法であるように思われる。」

3.121 上記の懸念は当作業部会の勧告に反映され、その中では屠畜場からの不適格、非食用及び過剰な材料の処分は、下記を確実にするよう規定された。

- i. 上記材料全てに対し、間違いなく肉滅菌規則を適用する。
- ii. 同一の場所で食用及び非食用加工を実施する場合、規則は下記を求めるものとする。
 - 施設の完全な分離
 - 非食用区域から食用区域への移動前の汚染防止設備など、職員に対する福祉施設
- iii. 上記材料の処分に関する取り決めは、発送及び受け取り区域の地方自治体による事前の認可を条件とし、上記規則が材料に添付するよう求める委託覚書の複写を各当局に配布すべきである(16.29)。
- iv. 動物由来の産業及び製菓業製品の回収、保管、配達及び加工について適切な手段を規定するために、該当産業と協議の上、妥当な実施要領を作成すべきである(16.30)。

「肉懸垂フック操作」

3.122 「肉懸垂フック操作」をきっかけに、1980年に不適格肉及び解体処理肉の非合法市場が曝露されて以来、環境衛生担当官の間で懸念が増大した。ハマーミス及びフラムのロンドン都市圏会議で最初に開始した調査により、解体処理肉をケータリング及び食品製造業界で牛肉の代用品として使用する全国的な詐欺が発見された。

3.123 この詐欺を導き助ける多くの要因が挙げられた。環境衛生協会は次の概要の「肉フック操作」についてのBSE調査委員会に回答した。

当時は、現在より多くの解体作業場が存在し、農家には罹患、負傷及び死亡した家畜に対し妥当な値段を支払われた。詐欺が発見された時、死亡家畜の値段は空前の高さに達していた。

地方自治体職員、環境衛生担当官及び公認食肉検査官により統制がなされた。解体作業場由来の肉は、主に動物食品産業に向けて加工された。肉の着色は、特に着色畜産物の市場化は困難であったため、ペットフード産業から猛烈な反対を受けた。上記事業は、生産された食品がヒト消費用ではなかったため、地方自治体職員が監督する時間はわずかであった。解体作業場運営者は全て、採集した家畜、その由来及び記載の記録を保存する義務を負った。当該作業の品質及び運営の質により、こうした記録を管理下に置くことは困難であった。同様に、農家の「取引する」ことを好むやり方のおかげで、地方自治体の検査官が畜産物に支払われた金額の詳細を調査するのは困難であった。獣医に相談する費用は畜産品の価格を越えることがしばしばであるため、獣医認可書を有する頻度は少なかった。

3.124 「肉フック操作」の発見は、環境衛生協会が、不適格肉販売を不可能にするまではいかないが、少なくともそれを困難にする制定法の変更を議会に働きかけるきっかけとなった。

食肉(滅菌及び着色)規則(1982)

3.125 食肉(滅菌及び着色)規則(1982)の導入により実施された主要な変更は下記のとおりである。

- i. 滅菌に代わる方法として、着色が再導入された。
- ii. 異なるカテゴリーの肉及び臓器に対しては異なる対策が求められた。
- iii. 不適格肉の追跡を助ける目的で、移動許可の新システムが導入された。

3.126 食肉(滅菌及び着色)規則(1982)により食肉(滅菌)規則(1969)は無効となった。規則(1982)は「肉」の特定カテゴリー(「臓器」を含む)に適用され、一定の例外を除けば、当該食肉又は臓器は下記事項を必要とした。

- i. 滅菌済みである。
- ii. 滅菌前の移送には制限がある。
- iii. 滅菌前の保管及び冷凍には制限がある。

3.127 一定の場合に認められる例外の一つでは、当該食肉又は臓器の着色を必要とする。以下の論議では、第一に食肉及び臓器関連カテゴリーについて、第二に着色及び滅菌の手続きについて、第三に本規則要項及びその要項の例外について、最後に本規則の施行について扱う。

食肉及び臓器の種類

3.128 規則(1982)では「食肉」を、屠体肉、鶏肉及び臓器を意味するものと定義した。上記の各用語そのものは本規則内で定義され、現在の目的に関連するのは、下記の屠体肉及び臓器であった。

- i. 「屠体肉」とは、厚い又は薄い端肉、家畜又は豚の頭部を含むが臓器を含まない動物の肉として定義された。
- ii. 「臓器」とは、脂肪の分離部分を含み、厚い又は薄い端肉を含まない、家畜又は豚の頭部又は鶏肉の臓器を含まないものとして定義された。

3.129 さらに関連するのは、英国内に存在する解体作業場内で屠殺された動物由来の又は、解体作業場へ搬入された屠体由来の屠体肉及び臓器として定義される「解体処理肉」の定義である。

3.130 規則(1982)により、臓器に関する2つの特定カテゴリーが定義された。

- i. 「緑色臓物」とは、動物由来の胃腸及びその器官の内容物と定義された。
- ii. 「特定臓器」とは、動物由来の心臓、腎臓、肝臓及び肺臓と定義され、屠畜場内の動物の場合、その目的のため関連条項に基づき、ヒト消費用として不適格であると拒否されるものを指す。

3.131 規則(1982)の意図するところから、逆が証明されない限り、肉の下記カテゴリーをヒト消費用として不適格であるとみなした。

- i. 解体処理肉
- ii. 種々の家畜、ヒツジ、豚、ウマ科動物又はヤギ由来の肉で、屠畜場又は解体作業場以外の場所で死亡又は屠殺されたもの、又は死亡又は屠殺された後に上記の場所に搬入された肉

- iii. 屠畜場で衛生的方法を用いずに扱われた又は保管された肉

滅菌

3.132 「滅菌」とは下記のように定義される。

- i. 肉の各片が完全に調理されるまで、煮沸又は圧力蒸煮することにより処理する。
- ii. 乾質化、蒸製、溶解加工により人工的獣脂、油脂、糊、飼料又は肥料とする。
- iii. 肉の全ての部分から生肉の様相を消失させ肉中に存在するヒト病原菌の生長型を全て不活性化するその他の過程に従う。

着色

3.133 規則(1982)では「着色」を、着色剤であるブラック PN 又はブリリヤント・ブラック・BN (E151, 色素指数 197、28440 番)溶液による処理とした。溶液は、当該肉を明確に可視できる着色強度を有するものとした。さらに定義上、ここでの目的をもとに「処理」を、最初の切断肉より大きな部分は全て複数に開き深く切開し、前述のとおり、溶液に当該肉を浸す、噴霧する又はその他、溶液を接触させることにより、当該肉の表面全体を溶液で覆うことを意味するものとした。

要項及び免除: 許可用途

3.134 肉又は臓器を特定用途へと移送する予定であるかどうかにより、例外が認められた。上記用途は、本規則 17(1)に下記事項として挙げられた。

- a. 指導又は診断目的で病院、医科大学又は獣医大学、試験施設又は同様の施設へ、製薬を目的にレンネット製造業者又は製薬技師へと送られる場合。
- b. 加工処理業者による滅菌を目的にその施設へと送られる場合。
- c. 動物園、見世物小屋、ミンク飼育場、蛆飼育場又は国立グレイハウンド・レーシングクラブ公認のグレイハウンド犬用犬舎
- d. 動物疾患(廃棄食物)令(1973)条項下に未加工廃棄食物の受理を認可され、上記規則が適用される未滅菌肉の受理を当局により文書で認められた廃棄食物加工者の施設
- e. 加工業者又は製薬技師へのさらなる移送前の調製担当者の施設又は本規則 17(1)で言及する他の用途への移送前の保管担当者の施設

屠畜場における滅菌要項

3.135 次節の例外を除き、規則 6(1)では、ヒト消費用として不適格とされた屠畜場の屠体肉及び屠畜場の特定臓器について下記事項を求めた。

- i. 即座に滅菌すること。
- ii. 即座に滅菌待機の肉を保持する目的で設計された部屋又は容器に留置し、内容物が処理施設で滅菌され、その後屠畜場で滅菌されるものであることを記載した通知を貼ること。

3.136 屠体肉又は特定臓器の場合、下記については上記要項を免除する。

- i. 不適格肉留置専用の分離設備に搬入後、即座に屠畜場所有者により着色した場合。
- ii. 本規則に従い発行された、17(1)(a)に言及する用途への移送許可書の権限に基づき、屠畜場から移送される予定の場合。

3.137 移送許可適用の要項は第3.164-3.176節で論議する。本規則6の違反を犯した者が可能な抗弁について、下記の論議を参照のこと。

3.138 本規則7では、次節に記載する例外を除き、屠畜場でヒト消費用として不適格と認められた特定臓器以外の臓器は、下記事項を求められた。

- i. 即座に滅菌すること、又は
- ii. 即座に滅菌待機の肉を保持する目的で設計された部屋又は容器に留置し、内容物が処理施設で滅菌され、その後屠畜場で滅菌されるものであることを記載した通知を貼ること。

3.139 本要項において、BSEに関連する2つの免除事項があった。

- i. 不適格と認められる特定臓器以外の臓器で((ii)以下の例外に従い移送が予定されない緑色臓物を含む)、本規則により発行された規則17(1)に言及する用途への移送許可に基づき、屠畜場から移送予定の臓器の場合。
- ii. ヒト消費用として不適格な緑色臓物及び、容器の内容が主に緑色臓物からなる特定臓器ではない他の臓器で、屠畜場から両者とも滅菌のため加工業者施設に移送予定のもの。

3.140 移送許可に関する要項は3.164-3.176節以下で論議する。本規則6の違反を犯した者が可能な抗弁について、下記の論議を参照のこと。

屠畜場からの移送に関する制限

3.141 3.142及び3.161節以下の例外を除き、本規則は、当該肉が下記である場合以外は、ヒト消費用として不適格な肉を屠畜場所有者がその所有する屠畜場から移送する又は移送の原因となる又は移送を許可することを禁じた。

- i. 滅菌済みであること。
- ii. 屠体肉又は特定臓器であること、着色済みであること、規則17(1)(b)から(e)までに言及する用途へ配送する移送許可予定又はその権利を与えられていること。
- iii. 屠体肉又は指定臓器であること、規則17(1)(a)に言及する用途へ配送する移送許可を予定又はその権利を与えられていること。
- iv. 特定臓器以外の臓器で、本法17(1)に言及する用途へ配送する移送許可を予定又はその権利を与えられていること。

3.142 所有する屠畜場からの移送のため移送許可を獲得する必要が免除されるのは、下記の場合である。

- i. 滅菌のため加工業者の施設に配送される予定の緑色臓器
- ii. 屠体肉又は緑色臓器以外の臓器で、容器に移されたその内容物が主に緑色臓器からなる場合で、滅菌のため加工業者の処理施設に配送予定である場合。

3.143 本規則 6、7 及び 8 に対する違反を犯した又は遵守できなかった者は、当該肉がヒト消費用として不適格であることを知らなかった又は適切な注意をもって確認しなかったことが証明できれば、抗弁とみなされた。

解体作業場での滅菌要項

3.144 次節における例外を除き、解体作業場で屠殺された又は解体作業場に搬入された動物由来の屠体肉及び特定臓器は、皮剥ぎ、内臓摘出、又は切断後、即座に滅菌をしなければならなかった(最後に作業場で実施されたいずれかの処理後)。

3.145 屠体肉又は特定臓器の場合、上記要項の免除事項が 3 項あった。

- i. 皮剥ぎ、内臓摘出、又は切断後、即座に(最後に作業場で実施されたいずれかの処理後)、滅菌待機用の肉を保持する目的で設計された部屋又は容器に留置し、その内容物が処理施設で滅菌予定である旨の通知が貼られ、その後作業場で滅菌する予定の場合。
- ii. 皮剥ぎ、内臓摘出、又は切断後(最後に作業場で実施されたいずれかの処理後)、解体作業場で即座に着色した場合。
- iii. 本規則 17(1)(a)で言及する用途への移送許可に基づく、解体作業場場から移送予定の場合。

3.146 移送許可に関する要項は 3.165-3.176 節で論議する。

3.147 次節の例外を除き、解体作業場で屠殺又は解体作業場に搬入された動物由来の特定臓器以外の臓器は、内臓摘出後、即座に下記を実施する必要がある。

- i. 滅菌すること。
- ii. 滅菌待機用の肉を保持する目的で設計された部屋又は容器に即座に留置し、その部屋又は容器にその内容物が処理施設で滅菌予定である旨の通知を貼り、その後作業場で滅菌する。

3.148 本目的のため、この要項に 2 つの免除事項がある。

- i. 不適格と認められる特定臓器以外の臓器で((ii)以下の例外に従った移送が予定されない緑色臓器含む)、本規則により発行された本規則 17(1)に言及する用途への移送許可書に基づき、解体作業場から移送される予定の臓器の場合。
- ii. 緑色臓器び、容器の内容物が主に緑色臓器らなる特定臓器以外の臓器で、解体作業場から両者とも滅菌のため加工業者施設に移送予定のもの。

解体作業場からの移送制限

3.149 次節の例外を除き、本規則は、下記の場合以外の当該肉を、解体作業場所有者がその所有する解

体作業場から移送する又は移送の原因となる又は移送を許可することを禁じた。

- i. 滅菌済みであること。
- ii. 屠体肉又は特定臓器であること、着色済みであること、本規則 17(1)(b)から(e)までに言及される用途へ配送予定及び移送許可書によりその権利を与えられていること。
- iii. 屠体肉又は特定臓器であること、本規則 17(1)(a)に言及される用途へ配送予定及び移送許可書によりその権利を与えられていること。
- iv. 特定臓器以外の臓器で、本規則 17(1)に言及する用途へ配送予定及び移送許可書によりその権利を与えられていること。

3.150 所有する解体作業場からの移送のため移送許可書を獲得する必要が免除されるのは、下記の場合である。

- i. 滅菌のため加工業者の施設へ配送予定の緑色臓器
- ii. 屠体肉又は緑色臓器以外の臓器で、容器に移されたその内容物が主に緑色臓器からなる場合で、滅菌のため加工業者の処理施設に配送予定である場合

屠畜場又は解体作業場以外の場所由来の不適合肉に関わる要項

3.151 下記の肉を除き、屠畜場又は解体作業場ではない場所から、その場所で死亡した又は屠殺された又は、当該場所に死亡した又は屠殺された状態で搬入された種々の家畜、ヒツジ、ウマ科動物又はヤギから切断したヒト消費用として不適合な肉を移送した又は移送の原因となった又は移送を許可することは本規則により禁じられた。

- i. 滅菌済みである場合。
- ii. 屠体肉又は指定臓器であること、着色済みであること、本法 17(1)(b)から(e)までに言及される用途へ配送予定及び移送許可書によりその権利を与えられている場合。
- iii. 屠体肉又は指定臓器である、本規則 17(1)(a)に言及される用途へ配送予定及び移送許可書によりその権利を与えられている場合。
- iv. 指定臓器以外の臓器で、本規則 17(1)に言及する用途へ配送予定及び移送許可書によりその権利を与えられている場合。
- v. 解体作業場へ配送予定である場合。

肉冷凍に関する要項

3.152 次節の例外を除き、本規則は当該肉が滅菌又は着色されていない場合、ヒト消費用として不適合な屠体肉、屠畜場の特定臓器又は解体作業場の屠体肉又は特定臓器を冷凍することを禁じた。

3.153 この禁止には2つの免除事項があった。

- i. 屠畜場又は解体作業場から本規則 17(1)(a)に言及する用途への移送許可に基づき移送予定の肉
- ii. 関連の食肉検査条項に従い冷凍された無鉤囊虫感染屠体由来の肉

販売を目的とした食肉の所持及び食肉の販売に関する要項

3.154 次節の例外を除き、本規則は販売又は販売用調製目的の下記に記す肉の所有を禁じた。

- i. 屠畜場から移送された肉で、ヒト消費用として不適格である肉
- ii. 解体作業場から移送された肉
- iii. 屠畜場又は解体作業場ではない場所で死亡した又は屠殺された又は、死亡又は屠殺後に上記の場所に搬入された動物由来の、ヒト消費用として不適格な肉

但し、滅菌される場合を除く。

3.155 下記の場合にある個人の所有となる肉は、上記禁止が免除された。

- i. 移送許可書に基づき、本規則 17(1)(a) が言及する用途へ輸送中である場合。
- ii. 本規則要項により着色されており、本規則 17(1)(e) に言及する用途の施設にある場合。
- iii. 本規則 17(1)(b) から (e) に言及する用途へ移送許可書に基づき移送中で、本規則要項により染色されている場合。
- iv. 条項の企図するところにより又は、閉鎖、頓挫あるいは取引の論争 [3.161 節参照] に関連する条項に基づき上記施設から移送するため、本法 17(1)(a) から (d) までに挙げる施設に置かれる場合又は、上記条項に基づき上記施設から移送中の場合。

3.156 本条項に違反した者が下記を証明する場合、抗弁とみなされた。

- i. 当該肉がヒト消費用として不適格であること又は解体作業場から除去されたものであることを当人が知らなかった又は、適切な注意をもって確認出来なかった場合
- ii. 屠畜場から移送された肉がその移送直後に不適格となった場合

3.157 本規則により、滅菌された場合を除き、ヒト消費用として不適格な肉又は解体処理肉の小売での販売又は提供、販売のための陳列は禁じられた。この禁止の意図するところから、小売による販売は屠畜場又は解体作業場から本規則 17(1) が言及する用途への直接的な肉の販売を含まなかった。

3.158 上記条項に違反した者が、当該肉がこの条項が適用される対象肉であることを知らなかった又は、適切な注意をもって確認できなかったことを証明する場合、抗弁とみなされた。

肉貯蔵に関する要項

3.159 ヒト消費用として不適格、又はヒト消費用の予定ではない非滅菌肉を下記の状態では保管することは禁じられた。

- i. 当該肉がヒト消費用肉との完全な分離を保証する取り決めのもとに保管され、その取り決めが該当する地方自治体により認められる場合を除き、当該肉をヒト消費用として適格な食肉

と同一の部屋に管理する。

- ii. 当該肉保持のため、容器、包装又はその他の梱包形式が使用され、その上に際立って見える十分な大きさで、はっきりと読みやすく明確に、梱包された当該肉がヒト消費用でない趣旨及び、梱包者の氏名及び当該肉が梱包された場所の住所を含む記載のある通知が貼られていない。

3.160 前節に記載した条項に違反した者が、当該肉がヒト消費用として不適格又はヒト消費用の予定ではなかったことを知らなかった又は、適切な注意をもって確認できなかったことを証明する場合、抗弁とみなされた。

設備不足又は供給過剰の場合の免除

3.161 ヒト消費用として不適格な肉及び解体処理肉は、下記の場合、肉滅菌設備のない屠畜場又は解体作業場から、滅菌及び着色をせずに移送可能だった。

- i. 本規則 17(1)に言及する全ての用途及び、処理施設の永久的又は一時的閉鎖又は機械の故障又は取引上の論争などで当該肉の受け取りが困難である場合、實際上妥当と思われる当該肉の配達先。
- ii. 当該肉を、常時締めるか又は封印された車両又は不浸透性の容器に入れ、その上に、梱包された当該肉がヒト消費用でない趣旨の通知を、際立って見える十分な大きさではっきりと読みやすく明確に記載し、それを貼った状態で、輸送する場合。
- iii. 当該屠畜場又は解体作業場が存在する地域の地方自治体の公認担当官との書面での取り決めに従いその監督のもとで、当該肉を埋める、又は廃棄処分する場所へ移送する場合。

3.162 さらに、ヒト消費用として不適格な屠体肉又は特定臓器及び、屠体肉又は特定臓器からなる解体処理肉を、消耗度が高く着色液が事実上補充できない屠畜場又は解体作業場から、滅菌又は着色せずに、本規則 17(1)(b)から(d)までに言及する用途へ移送することができた。

3.163 上記条項による肉移送の場合、屠畜場又は解体作業場所有者は、本規則が滅菌又は着色について課す要項から免除された。

移動に関する要項

3.164 規則(1982)では、用途及び輸送方式に関する要項を示し、その用途で実施可能な事柄を制限し、移動許可体制を敷いた(例外を含む)。これについては以下に述べる。

3.165 ヒト消費用として不適格又はヒト消費用を予定しない肉、又は解体処理肉は、移動について発行された本規則が求める移動許可書に従って、本規則 17(1)に示す用途のひとつへ移送することができた。この用途は、上記 3.134 節に挙げる。

3.166 本規則 17(1)(b)から(e)までに言及される用途に移送される肉は、下記の条件に基づき車両又は不浸透性の容器で移送されなければならなかった。

- i. 内容物の積み込み又は積み下ろし、又は公認担当官による検査で必要となる場合を除き、常時閉鎖され締められた又は封印された状態。
 - ii. 際立ってみえる十分な大きさで、はっきりと読みやすく明確に、輸送される当該肉がヒト消費費用でない趣旨を記載した通知が貼られた状態。
- 3.167 ヒト消費費用として不適格、又はヒト消費費用の予定ではない肉、又は解体処理肉が、本規則 17(1)(a)から(e)までに言及する処理施設にいったん到達した後は、下記の肉を除いて、当該肉のさらなる移送は認められなかった。

- i. 滅菌済みである。
- ii. 本規則 17(1)(e)に言及する処理施設に向け移送され、本規則 17(1)(a)から(e)までに挙げられる他の用途に配送予定であり、当該用途への移送が本規則に基づき発行された移動許可書により権利を与えられている。
- iii. 処理施設の永久的又は一時的閉鎖、機械の故障又は取引上の論争という理由により上記施設での処分が不可能で、上記施設が存在する地域の地方自治体の公認担当官との書面での取り決めに従い、その監督のもとで、本規則 17(1)(a)から(d)までの用途又は当該肉を埋める又は廃棄する場所に向けて移送する。

3.168 規則 19 には、本規則が移動許可書の権利に基づく一定処理施設からの移送を求める場合、必要となる手続きが記載された。非滅菌肉が上記処理施設から移送される日の少なくとも 2 日前の作業日までに、処理施設の所有者又は当該肉の所有者は、下記情報を添えて地方自治体に申請しなければならなかった。

- i. 移送予定日
- ii. 当該肉の記載
- iii. 当該肉が配送される処理施設の住所及びその記載
- iv. 当該肉の上記処理施設到着予定日

3.169 地方自治体は申請受理後、遅滞なく、非滅菌肉が配送される予定の処理施設が本規則 17(1)に言及される種類のものであり、当該肉の加工又はその他の方法での処分が可能であることを確認しなければならなかった。当該処理施設が他の地方自治体の管轄地域に位置する場合、申請を受理した地方自治体は、申請を受理したことをその管轄当局に通知し、その処理施設の内容についての決定に関し管轄当局から得た情報を検討しなければならなかった。

3.170 本規則が適用される処理施設所有者又は食肉所有者が定期的に特定記載のある非滅菌肉を特定用途に配送する場合、当該処理施設又は当該肉が属する地域の地方自治体は、当該肉の記載及びその用途の住所及びその記載を含む申請を受理するにあたり、管轄地方自治体が妥当と考える部数の移動許可書を発行することにより、前もって上記の各移動を許可する必要があった。

3.171 移動許可書は、本規則付則に規定される様式をとるものとした。本許可書は第 部から 部までに分かれる。本規則 19(2)の言及事項を満たす場合、地方自治体は許可書の第 部を完成し、許可書の原本及び複写 3 部を申請者に発行しなければならなかった。第 部は下記のとおりであった。

3036 食品

表

(規則 19)

不適格又は解体処理肉：移動許可書

第 部 (地方自治体又は移動許可を行う港湾保健局により記入)

- (1) 委託者氏名及び住所
- (2) 被委託者氏名及び肉の配送される処理施設住所
- (3) 上記住所(2)が属する地域の地方自治体の名称及び住所
- (4) (記入自由)
 - (a) 移動する肉の最大量
 - (b) 当該肉移動期間

(5) 認可

これにより上記(1)氏名の委託者に対し、上記(2)に示す住所の被委託者への上記(4)記載の制限を条件とする不適格肉又は解体処理肉の配送を許可する。

(権利付与担当官の署名)

(当局名称及び住所)

3.172 移動許可に基づき非滅菌肉を搬出する処理施設所有者は、配送される文書の第 部を記入し、当該肉移送を行う車両の運転手に原本及び複写 2 部を与え、他 1 部の複写を 2 年間保存しなければならなかった。第 部は下記のとおりであった。

第 部(委託者が記入)

(6) 委託の詳細

- (i) 原料の記載(動物種、肉/臓器の種類など)
- (ii) 原料の量
- (iii) 容器数
- (iv) 容器の大きさ及び種類
- (v) 到着予定日

S.I. 1982/1018

3037

(7) 輸送手段

- (i) 車両の種類
- (ii) 登録番号
- (iii) 所有者氏名及び住所

(8) 宣言

私は、上記(6)記載の原料を今日、上記(2)に示す住所の被委託者のもとへ、上記(7)記載の輸送手段を用いて配送することを証明する。

(委託者署名)

(日付)

警告:

それと知りながら又は意に介さず、本文書に偽りの記載又は宣言をする場合、訴追されるものとする

本用紙を即座に車両運転手に手渡し、当運転手は到着時に被委託者に手渡すものとする。複写 1 部を記録として保存すること。

3.173 運転手が移動許可書に記された名称の処理施設に当該肉を配送する場合、当該運転手は上記処理施設所有者に許可書を渡さなければならなかった。所有者はその後、許可書の第 部を記入し、当該肉がそのように配送されたことを原本及び複写 2 部に署名することにより認め、当該肉を受理後 7 日以内に、当該所有者の処理施設が位置する区域の地方自治体に原本及び複写 1 部を配送しなければならなかった。当所有者は、当該肉受理日から 2 年間、複写 1 部を保存する必要があった。第 部は下記のとおりであった。

第 部 (被委託者が記入)

(9) 宣言

私は、上記(2)に示す住所にて、(日付)に、上記(6)に記載される原料を受理したことを証明する。

(被委託者の署名)

(日付)

警告:

それと知りながら又は意に介さず、本文書にて偽りの記載又は宣言をする場合、訴追されるものとする

本用紙を即座に上記(3)に示す住所の地方自治体に配送するものとする。複写 1 部を記録として保存すること。

3.174 当運転手が当該肉を移動許可書に示された名称の処理施設に配送出来なかった場合、当運転手は遅滞なく、当許可書を発行した地方自治体が配送するはずの処理施設が位置する区域の地方自治体に連絡、又は連絡を受けなければならなかった。当該地方自治体は遅滞なく、当該肉を本規則 17(1)が言及する別の用途への配送を許可するか、もし代わりとなる用途が見出せなければ、当該肉が搬出された処理施設に返送することを求めるか、又は当該地方自治体の監督のもとに埋めるか又は廃棄しなければならなかった。当運転手は移動許可書を、当該肉が配送される予定だった処理施設所有者に、又は当該肉

を埋めるか又は廃棄する場合はその監督にあたる地方自治体に渡さなければならなかった。

3.175 当該肉を配送された処理施設所有者は、移動許可書の第 部を記入し、原本及びその複写 2 部に署名することにより、当認可書が扱う当該肉の受理を認め、当該肉受理後 7 日間以内に、当所有者の処理施設が位置する地区の地方自治体に原本及び複写 1 部を配送しなければならなかった。当所有者は、当認可書が扱う当該肉を受理した日から 2 年間、複写 1 部を保管する必要があった。第 部は下記のとおりであった。

第 部(上記(2)が示す住所にある被委託者に配送されなかった場合、当該原料の配送担当者が記入)原料が上記(2)に示す住所に配送されなかった理由

3.176 移動許可書を受理したいかなる地方自治体は、当認可書の第 部を記入し、当認可書を発行した地方自治体に原本を配送し、複写 1 部を 2 年間保管しなければならなかった。第 部は下記のとおりであった。

第 部 (原料が配送された地域の地方自治体が記入)

用紙受理日

(担当官氏名)

(地方自治体)

本用紙を即座に上記(5)に示すもとの地方自治体に配送するものとする。複写 1 部を記録として保存すること。

本規則 19 に基づき文書保管を求められる者は、当文書を妥当な時期に公認担当官による検査に提出できるようにしておかなければならない。

施行

3.177 地方自治体は、その地域において本規則を施行及び執行しなければならなかった。施行の主な手段は、食品医薬品法(1955)により公認担当官に与えられる権限によるものであった。本法第 100 節(1)では議会の公認担当官に対し、下記の目的のため、必要な場合は当公認担当官の権限を示す証明文書を作成し、妥当な時間にいつでも処理施設に立ち入る権利を与えた。

- i. 処理施設での現在又は過去における本法違反の存否又は、処理施設と関連のある現在又は過去における本法違反の存否を確認する。
- ii. 本法に基づき、議会の機能を果たす。

3.178 所有者に対し立ち入りの予定を 24 時間以内に通告する場合を除き、私的な居住家屋への立ち入り許可は権限として求められないものとされた。

3.179 宣誓された書面による情報について、治安判事(JP)が、

- i. 上記目的で処理施設立ち入りの妥当な根拠があると確認した場合

ii. 下記のいずれかを確認した場合

- 処理施設への立ち入りが拒否された場合、又は拒否を察知し令状を出す予定であることを所有者に通告した場合又は
- 立ち入りの申請又はその旨の通告が立ち入りという目的を果たせなかった場合又は、該当例が緊急を要する場合又は、処理施設が誰にも所有されていない場合又は、所有者が一時的に不在の場合

JP は公認担当官に対し、必要であれば強制的に施設に立ち入る権限を JP の令状により与えるという便宜的権限を有した。上記条項のいずれかに基づき施設に立ち入る公認担当官は、必要に応じて他に数人の者を連れていく権限を有し、令状により立ち入った非所有の施設を立ち去る場合、不法侵入者を認めたとときに効果的に安全が確保された状態で上記施設を去ることが求められた。

3.180 さらに議会の公認担当官は、必要ならば、本人の権限を示す証明書を作成し、本人が第 100 節に基づき権限を与えられた目的に従い、妥当な時期にいつでも、車両、牛舎、又はその他処理施設以外の場所に立ち入る権限を有した。上記状況で、所有者に該当するのが、車両、牛舎又はその他処理施設以外の場所を預かる者である場合、処理施設立ち入りに関し上記に概説した条項は、車両、牛舎又はその他処理施設以外の場所に適用された。

3.181 規則(1982)で公認担当官は、妥当な時間であればいつでも、販売、提供又は販売のため陳列された又は、販売又は販売調製のため個人の所有に帰していた又は預けられていた又は、委託されていた、ヒト消費用として不適格又はヒト消費予定ではなかった肉を検査する権限を与えられた。公認担当官はさらに、当該肉が本規則により下記についての検討が必要であると判断する場合、JP に判定してもらうため、当該肉を押収し移送する権限を有した。

- i. 滅菌するはずのものを滅菌していない。
- ii. 着色するはずのものを着色していない。
- iii. 通知を貼るはずのものが、通知を貼り出していない。
- iv. 移動許可書を添付するはずのものが、添付されていない。

3.182 当公認担当官は、上記権限により当該肉を押収後、当該肉を所有するものに対し、当該肉を JP による判定に委ねる旨を報告しなければならなかった。本規則に基づき訴追される者は、JP の前に出るとき、聴取され証人を呼ぶ権利を有した。JP は、JP の前に持ち込まれた当該肉が、本規則条項に従って押収されたものであるとなかろうと、本規則が適用される肉であり、本規則に基づいて取り扱われるべきでありながらそのように取り扱われていないと判断する場合、当該肉の廃棄処分を申し渡し、廃棄するか又は本規則に基づいて処理するよう命じる必要があった。JP が上記肉に有罪の判決を下すことを拒否する場合、議会は当該肉所有者に対し、当該肉の押収及び移送により生じた当該肉の価値の減少を補償する必要があった。

3.183 本規則は又、本規則が適用される販売予定肉又は販売後の配送途中にある肉が車両又は容器に含まれると公認担当官が疑義を有する場合、当公認担当官はその内容物を検査する権限を有し、必要ならば、当該車両又は容器を留置することができる」と規定した。当担当官が、本規則に基づき処理されなければならないにも関わらず処理されていない肉を認めた場合、当公認担当官は上記に従い、当該肉を押

収し移送することができた。

3.184 本規則条項に違反する又は遵守しなかった場合、又はそれと知りながら又は意に介さずに本規則において肉移送に関する間違った記載又は宣言をした場合、違反行為であり有罪とみなされた。この違反行為を犯した者は、100 ポンドを超えない罰金又は3 カ月を超えない監禁又はその両者の略式有罪判決を課され、違反行為を続けた場合、判決後違反行為が続けられた各日毎に5 ポンドを超えないさらなる罰金が課せられた。

3.185 規則(1982)における上記制限は全て、下記のように食品医薬品法(1955)条項を適用するものとした。

- i. 第 113 節では、起訴された者は訴訟中、裁判の場に、問題となる条項違反を侵したと本人が主張する者と呼び、その違反はその者の行為又は不履行によるものであることを証明するために追及する権利を有すると規定した。
- ii. 第 115 節(2)では、ある品物又は物質がその名称又は記載のもとに又は当該品物又は物質を販売あるいは取引の用途で合法的に販売又は取引できるという保証が与えられていたことが、本法に基づく一連の訴訟で抗弁となりうる状況に対し制限を課した。
- iii. 第 116 節では、ある品物又は物質に対し、他の品物又は物質に関してなされた分析の保証又は証明を適用すること及び文書で偽りの保証を与えることを違反とし、上記違反に関連する条項を記載した。
- iv. 第 128 節では、本法の執行又はその趣旨の執行を忠実に果たし、その雇用範囲内にいる議会の担当官は個人的に責を負わないものとし、担当官が法的に保護を求める権利を有しない場合、議会は担当官が損害又は経費を負うことがないように保護を行う権限を有するものとした。

3.186 本付録最後の表 3.3 は、規則 1982 に基づく不適格肉の滅菌及び移送に関する主要な要項をまとめたものである。

環境衛生協会 (CIEH)の当システム批判

3.187 CIEH は、「肉フック操作」に引き続いて起こった法の変更において、議会に働きかけた中心グループの1つであった。しかし、CIEHの提案をもとに規則(1982)により制度が確立される一方で、その提案全体が採用されたわけではなかったため、CIEHは当制度の範囲及び条件に真剣な関心を抱きつづけている。

3.188 CIEHの本調査に対する立証事項には、CIEH事務局長であるK J タイラー氏が1982年のCIEH会議で述べた話の筆記録が添付されていた。タイラー氏は、1982年6月7日にMAFF宛てに送られたCIEH食肉制定法検討班の手紙で、規則(1982)に対する草稿提案について述べたものを引用している。

本協会は、臓器及び家禽肉を規定の全要項の例外とすること、特に着色及び滅菌に対し例外とすることに基本的に反対である。しかし、食物取引及びペットフード製造業者の様々な部門と相談の上、本協会

は臓器に関しある譲歩をする用意がある。本協会は、解体作業場由来の全臓器及び屠畜場由来の不適合臓器が、着色及び滅菌要項を含むべきである点は譲らない。ペットフード取引で使用される輸入臓器に関して、本協会は前述の着色及び滅菌要項を考慮する用意があるが、これは上記輸入認可要項が強化された場合すなわちこの非食用臓器を扱う真正のペットフード加工業者が輸入認可を受ける場合のみである。すなわち、当協会は、本製品を輸入しバイヤーを求めて市場を呼びまわる取引業者を拒否する。

3.189 しかし、屠体肉及び「特定臓器」に適用される厳格な要項から「非特定臓器」を免除する決定がなされた。タイラー氏は次のように述べている。

現在 3 種の異なる臓器がある。すなわち、特定臓器、緑色臓物及び非特定臓器である。着色される臓器もあればされない臓器もあり、滅菌される臓器もあればされないものもあり、これはその用途により異なる。着色又は滅菌いかに関わらず、移動許可書を必要とする臓器もある。全ての地方自治体が同一の仕方で規定を理解し解釈してくれることが望ましく、そうでなければ混乱が起きるだろう。悲観的すぎるかもしれないが、規則は複雑で機関が求めるのは事務処理、すなわち「文書」による統制であるが、これは全ての肉及び臓器を着色又は滅菌しその規則に例外を設けないという我々の最初の要請に本省が答えなかったおかげである。もし答えていれば、事務処理は必要とされなかったであろう。

3.190 規則(1982)が導入された後も、CIEH は不適合肉に関する広汎な制度を懸念しつづけてきた。「ヒト消費用として不適合な肉の非合法取引」と題された 1990 年の文書で、上記について多く注意を引いている。

法的枠組み

最初の報告では、施行機関にとって利用可能な立法上の変更が求められた。しかし、その後の肉(着色及び滅菌)規則及び食品法(1984)における変更では、不適合肉の効率的管理を行うに至らなかった。

- 肉のマーキングに関する、不十分な既存システムに対する変更は全く行われなかった。IEHO (環境衛生研究所担当官) は、ローラーマーキングシステムを奨励した。
- 非公認の食肉検査スタンプの所有はいまだ違反行為ではない。
- 食肉検査規則において「販売用」の言及に変更はなかった。「所有者」が屠体はヒト消費用の予定ではなかったと主張するという施行上の問題が常時起こっている(これは食品安全法をきっかけに変更される予定である)。
- BVA は罹患及び負傷動物の屠畜場搬入のための獣医証明書の新しい書式を導入したが、適切な文書作成に関する法的要項は全く存在せず、獣医は「煙草パッケージの裏」的な証明書を提出しつづけている。獣医が、死亡した動物の屠畜場搬入を非合法であるにも関わらず認める証明書を出す例もある。
- 屠畜場に隣接し同様に管理されるべきである解体作業場に関する検査要項はない。
- 動物園及び狩猟犬用犬舎など不適合肉用の施設で行われる解体作業はいまだに認可要項の範囲外にある。
- その後の小売段階では厳格な管理がなされるのに対し、卸売り段階では箱詰め肉の表示に関する要項が存在しない。

勧告案

- A. 全ての地方共同体は緊急に、危険の可能性のある地域を同定すべきである。
特に EHO は、学校、病院調理場及びその他の施設に到着する食肉のチェックをさらに強化すべきである。微生物学的検査のためコアサンプルを採取し食肉供給経路を遡ってチェックすべきである。
- B. 当該研究所は、より密接な作業関係を確立するため、その他の関連専門分野と連携ネットワークをつくるべきである。
- C. 解体作業場及びその他狩猟犬用犬舎など関連活動分野に対する法的統制を導入すべきである。食肉スタンプシステムを変更するため、迅速に法律を導入しなければならない。
- D. 動物に苦痛を与えることを避けるという重要な動機を維持しつつ、傷害による屠殺を注意深く管理しなければならない。
- E. 解体業者及び死亡家畜採集者の採集区域を限定し、車両に不適格肉の表示を貼るようにし、認可業者以外の者が死亡動物を販売することを違反行為とする。
- F. 食肉(着色及び滅菌)規則の効力及び必要な場合の変更について十分検討する。

食肉(滅菌及び着色)(修正)規則(1984)

3.191 規則(1982)は、食肉(滅菌及び着色)(修正)規則(1984)により修正された。次に、規則(1982)の論議に関連する限りの上記修正について概略する。

3.192 「特定臓器」の定義は、屠畜場の屠体の場合、下記を除く疾患又は病理学的 状況を理由にヒト消費用として不適格であると公認担当官から拒否された動物由来の心臓、腎臓、肝臓及び肺臓を意味するものと修正された。

- i. 回虫症、肝蛭症又は毛細管拡張
- ii. 動物の気絶、屠殺又は処理操作による変化

3.193 獣医が当人による又は当人の代わりにの者による検査のため、その権限に基づき、ある場所又は処理施設から移送される又は移送予定の肉について規則(1982)を適用しない規則が導入された。

3.194 スコットランド又は北アイルランドからイングランド及びウェールズへのヒト消費用として不適格な肉の搬入を行った又は搬入の原因となった又は搬入を許可した者に対するさらなる禁止事項が導入された。スコットランド及び北アイルランドからの肉輸入の場合、当該肉は移動許可書ではなく委託覚書又は委託許可書を添付しなければならない点を除いて、上記禁止の免除事項は、屠畜場からの不適格肉の移送に関連して存在する免除事項と同一であった。

3.195 委託覚書又は委託許可書を併せて当該肉を処理施設に配送する車両の運転手は、処理施設の所有者に当該覚書又は許可書の複写を渡さなければならなかった。所有者は当該文書を2年間保管し、複写を当該処理施設が位置する地域の地方自治体に7日以内に配送しなければならなかった。当該文書は、公認担当官が適宜行う検査で入手可能な状態にしておく必要があった。地方自治体は当該複写を受理した後、即座に委託許可書の到着を下記に対し書面で通知しなければならない。

- i. スコットランドからの輸入の場合、当該肉が輸入された地区の地方自治体
- ii. 北アイルランドからの輸入の場合、北アイルランド農業省

本禁止規定により、結果として「特定臓器」を不適格肉として宣言する権限を有する者の範囲、販売のための所有に関する禁止、上記禁止の免除、1982法の本法20における抗弁に対する修正が行われた。

3.196 規則(1984)の規則7では、移動許可書により配送される不適格肉の用途のリストが修正された。第一の用途については、「製薬抽出物サプライヤー」すなわち、製薬のため製薬技師に移送する前に、動物屠体由来の腺、抽出液及びその他原料の採集、保管及び調製を全体又は主な業務とする者をそのうちを含むよう修正された。

3.197 第三の用途については、公認担当官により結核を理由にヒト消費用として不適格であるとみなされた屠体肉又は臓器を、動物園、見世物小屋、毛皮用飼育場、グレイハウンド犬用犬舎に移送することを禁止するよう修正された。第五の用途については、次段階の移送が加工業者に対する場合のみ次段階の移送前の移送又は保管が許可されるように修正され、「製薬技師」への次段階での移送はもはや認められていない。

3.198 最後に、規則(1982)の規則17(3)項に基づき、現在では、当該肉が病院、医科大学又は獣医大学、試験施設又は同様の施設から、その施設が属する地域の地方自治体公認担当官との書面による取り決めによりその監督のもとで、規則17(1)(a)から(d)までに挙げた用途又は当該肉を埋めるか又は廃棄する他の場所へ移送する場合に、リストにある用途への次段階の移送が許可されている。

表 3.3 食肉(滅菌及び着色)規則(1982): 滅菌及び移送に関する主要要項(家禽肉及び輸入肉を除く)

1. 肉の種類
2. 例外ではなければ、処理施設での滅菌を要する
3. 着色の場合は例外
4. [着色せず]MPに基づき規則17(1)(a)用途へ移送する場合は例外
5. [着色せず]MPに基づき規則17(1)用途へ移送する場合は例外
6. [着色せず][MPに基づかず]規則17(1)(b)用途へ移送する場合は例外
7. 滅菌又は例外でない場合、移送禁止
8. 着色しMPに基づき本法17(1)(b)から(e)までの用途へ配送する場合は例外
9. [着色せず]MPに基づき規則17(1)(a)用途へ配送する場合は例外
10. [着色せず]MPに基づき規則17(1)用途いずれかに配送する場合は例外
11. [MPに基づかず]規則17(1)(b)用途に配送する場合は例外
12. 屠畜場CM又はS0
13. はい、規則6(1)
14. はい、規則6(2)(a)
15. はい、規則6(2)(b)
16. はい、規則8(1)(a)

17. はい、規則 8(1)(b)
18. はい、規則 8(1)(c)
19. はい、着色し容器内で主に緑色臓器なら規則 8(1)(b)及び(2)(b)
20. 同上、他の臓器
21. はい、規則 7(1)
22. はい、規則 7(2)(a)
23. はい、もし G0/主に G0 なら規則 7(2)(c)
24. はい、規則 8(1)(a)
25. はい、規則 8(1)(d)
26. はい、[着色せず] G0/主に G0 なら規則 8(2)
27. 解体作業場 CM 又は S0
28. はい、規則 10(1)
29. はい、規則 10(3)(a)
30. はい、規則 10(3)(b)
31. はい、規則 12(1)(a)
32. はい、規則 12(1)(b)
33. はい、規則 12(1)(c)
34. はい、着色し、容器内で主に緑色臓器なら規則 12(1)(b)及び(2)(b)
35. 同上、他の臓器
36. はい、規則 11(1)
37. はい、規則 11(2)(a)
38. はい、G0/主に G0 なら規則 11(2)(b)
39. はい、規則 12(1)(a)
40. はい、規則 12(1)(d)
41. はい、[着色せず] G0/主に G0 なら規則 12(2)
42. その他の場所 CM 又は S0
43. はい、規則 13(1)(a)
44. はい、規則 13(1)(b)
45. はい、規則 13(1)(c)
46. 同上、他の臓器
47. はい、規則 13(1)(a)
48. はい、規則 13(1)(d)